

【行恒（力） 請文】

（端裏書）「五てうの地のうけふミ （条）（請文） 貞和四年 子 六月廿日」

うけ申候地の事 （請）

合一所者

右、五てうにし（西）のとうめんよりにしミ（西）（南）なミのつら（頼）

口東西式丈五尺

た（但）ゝし（奥）口十丈

奥南北式十一丈二尺

よりを（奥）くは、
東西へ四丈
五尺たる事、

右地ハ、うけ申候て、さう（相）さくし（続）候也、

ちし（地子）にをき候てハ、毎年二四貫四百五十八文

つゝ、け（懈怠）たいなくさ（沙汰）たをいたし候へく候、

もし又かの御地いる事候はゝ、不日ニ

あけ候て、返まいらせ候へく候、よて（為脱力）後日うけ

ふミ状、件（如脱力）、

貞和四年 （二三四八） 六月廿日

行恒（花押）